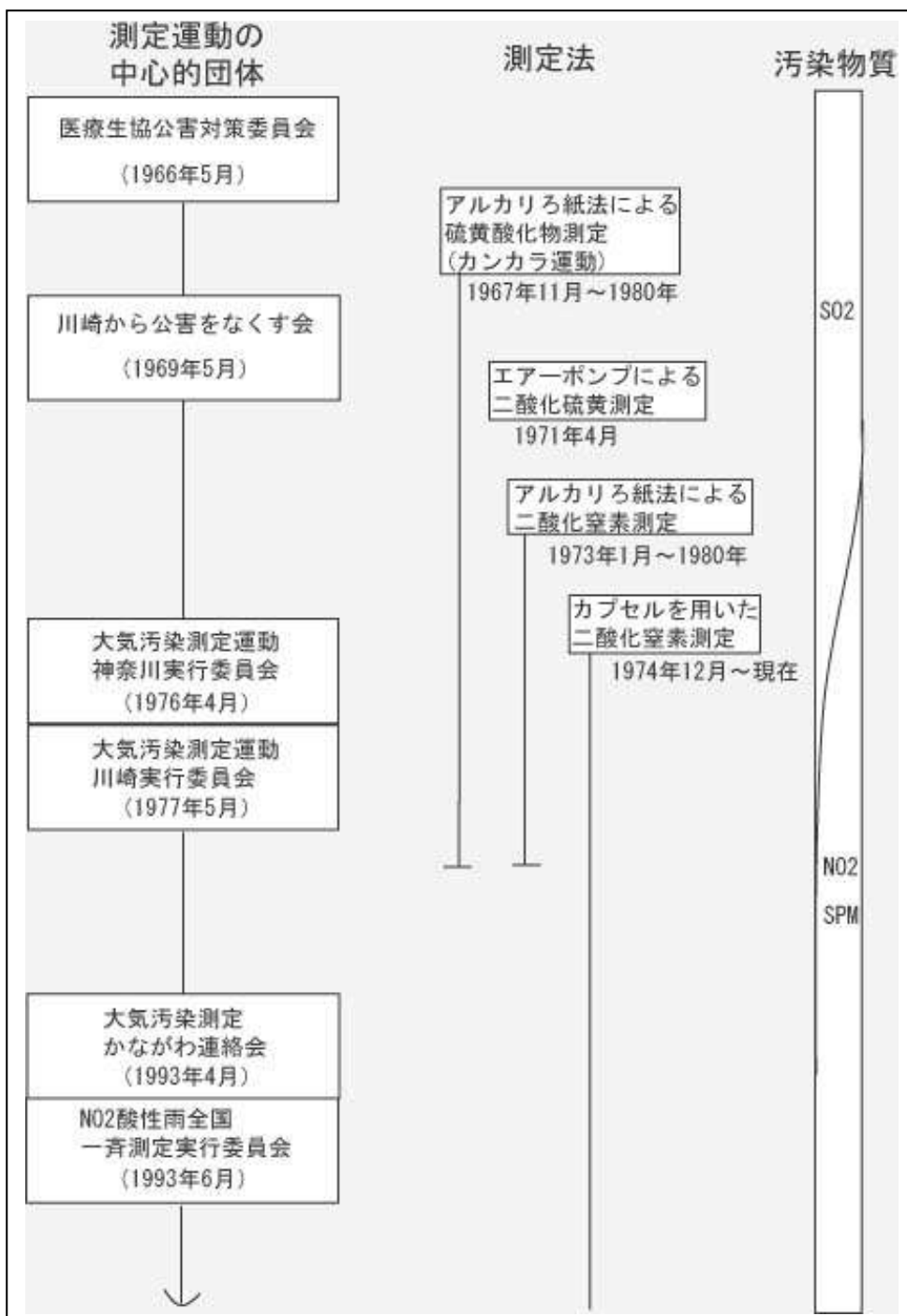
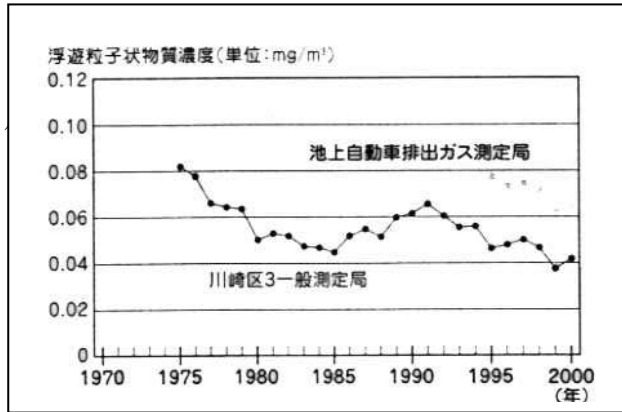
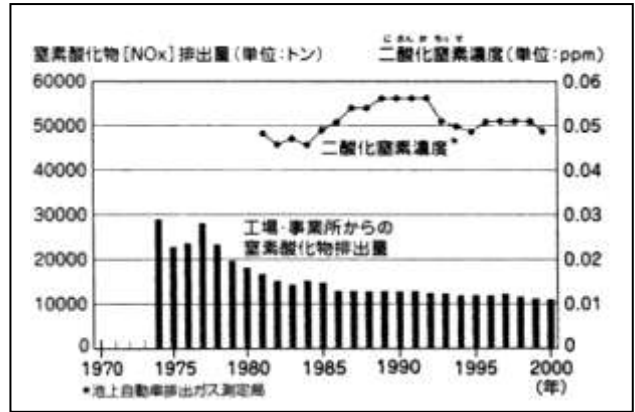
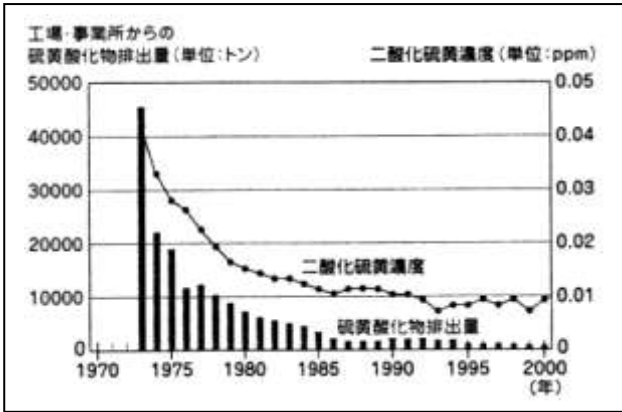


右：カンカラ運動の様子
 出典：宮崎一郎(1996)
 『環境・公害問題に生きる 生徒・父母・市民とともに歩みつけて』高文研

左：天谷式カプセル
 (高さ約 4cm)
 出典：天谷和夫(1989)
 『みんなでためす大気汚染』共同出版

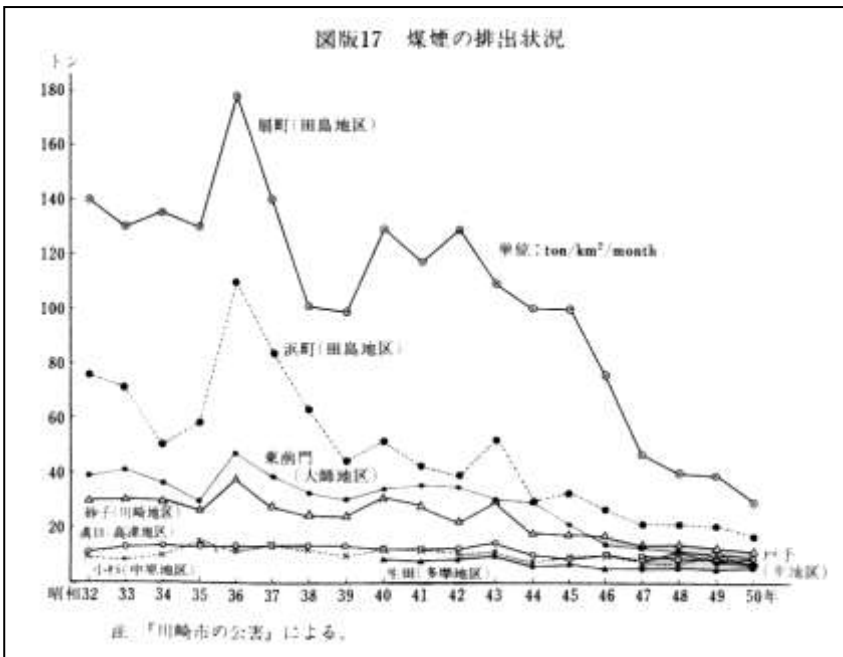


川崎における大気汚染
 測定運動の変遷
 (参考文献, インタビ
 ューなどをもとに重松
 作成)



右上から二酸化硫黄濃度, 二酸化窒素(グラフは池上自動車排ガス局), 浮遊粒子状物質(SPM)(グラフは川崎区3一般測定局)

出典: 川崎市環境局・教育委員会他(2002)『わたしたちのくらしと環境 明るい未来に向かって』

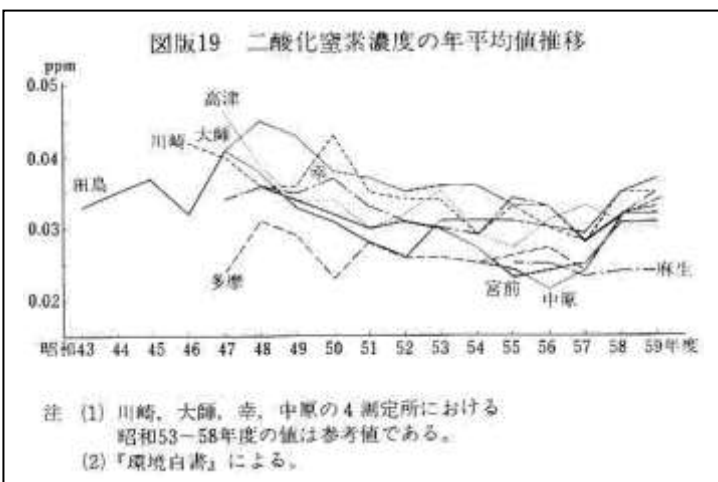


ばい煙の排出状況

1957年~1975年

出典: 川崎市(1997)『川崎市史 4上』

川崎区(田島地区, 大師地区, 川崎地区)が概して高い。

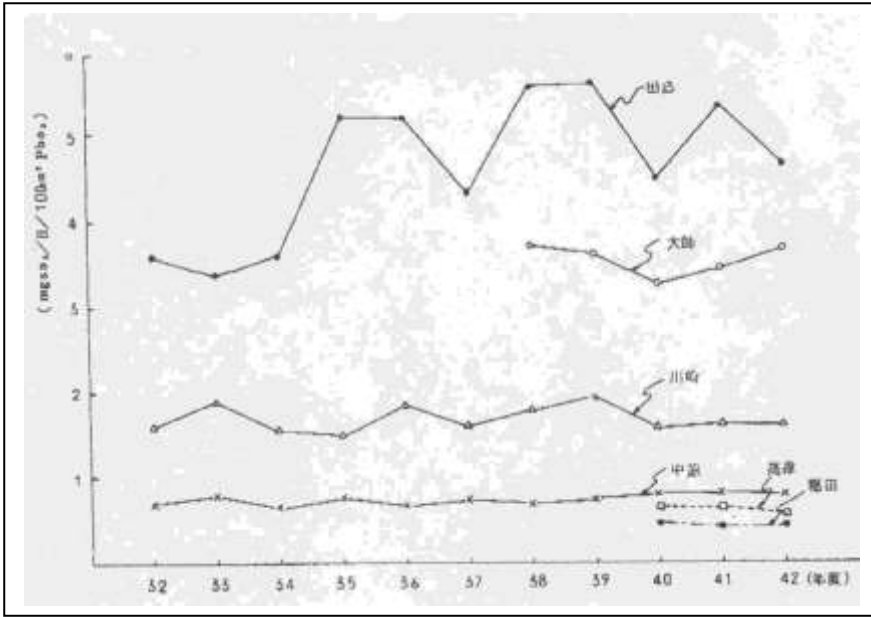


二酸化窒素濃度の推移(1968年~1984年)

出典: 川崎市(1997)『川崎市史 4上』

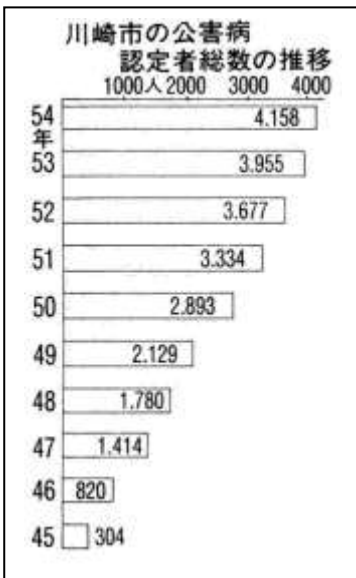
川崎市内9カ所一般測定局

注 (1) 川崎, 大師, 幸, 中原の4測定所における昭和53-58年度の値は参考値である。
(2) 『環境白書』による。



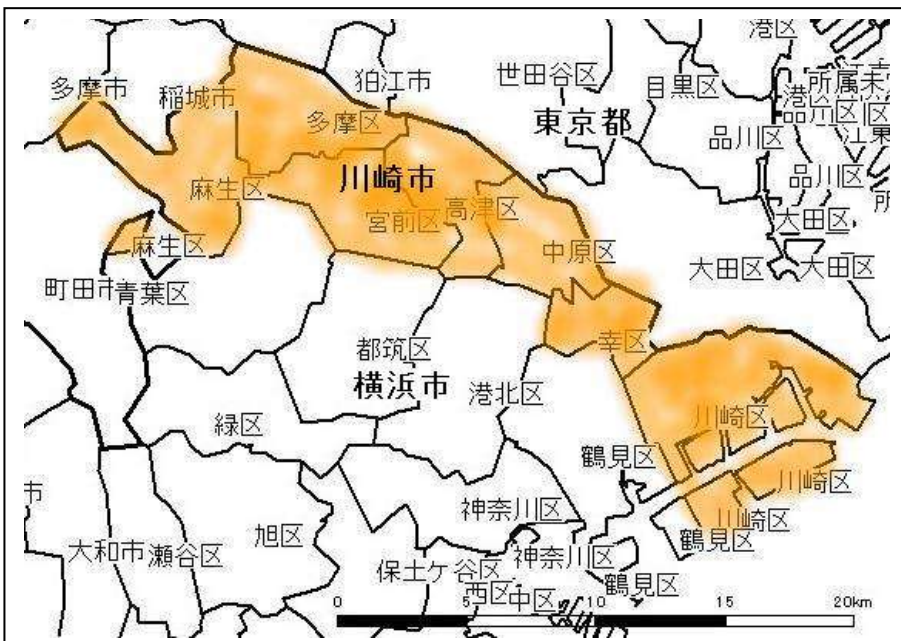
二酸化硫黄濃度(1957年～67年)

出典：川崎市公害監視センター(1968)『川崎市の大気汚染』



川崎市の公害病認定者数の推移

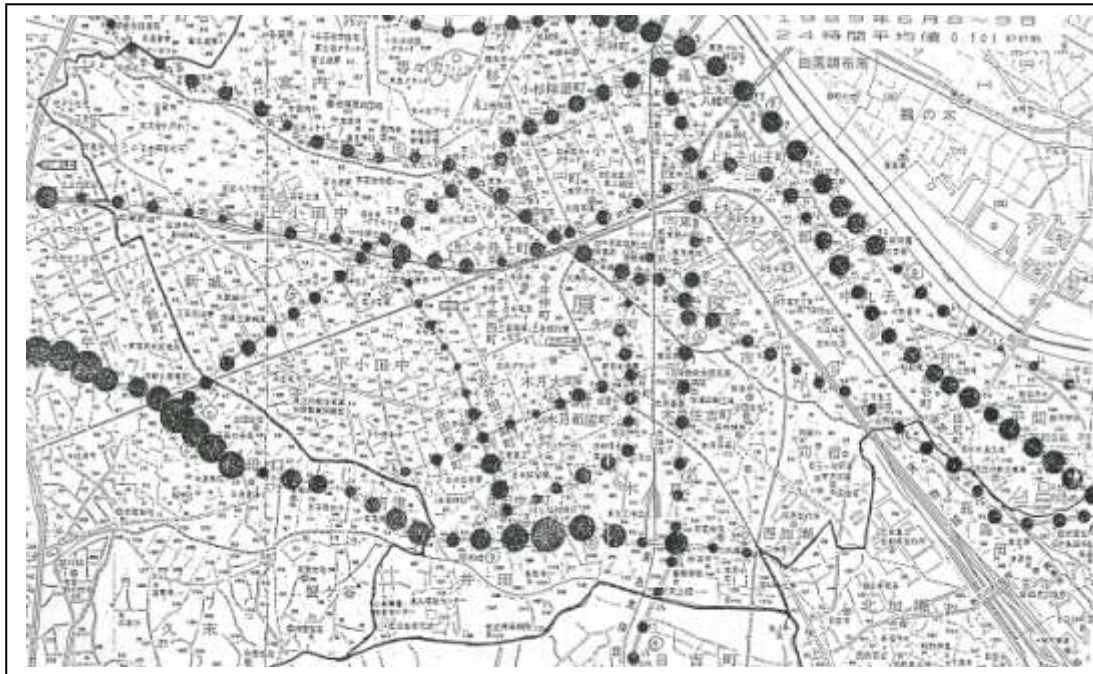
出典：川崎地域史研究会(1995)『かわさき民衆のあゆみ明治・大正・昭和』多摩川新聞社
(『公害者対策10年のあゆみ』より作成されたもの)



川崎市周辺の地図

川崎公害関連年表

1912(明治 45)年	川崎町会本会議にて、工場誘致を町是とする決議
1916(大正 05)年	鈴木商店(味の素)排出の塩素ガスで、農作物の被害。補償問題おきる
1945(昭和 20)年	終戦
1950(昭和 25)年頃	川崎市民からの大気汚染の苦情が増え始める
1957(昭和 32)年	川崎市千鳥町(現川崎区)の埋め立て事業が開始される
1959(昭和 34)年	水質保全法、工場排水法施行
1960(昭和 35)年	夜光町、千鳥町、扇町一帯(現川崎区)に石油化学コンビナートが形成される 川崎市公害防止条例公布
1963(昭和 38)年	川崎市全域が煤煙規制法(62年公布)の指定地域となる。
1966(昭和 41)年	川崎医療生活協同組合、公害対策委員会を設置、調査を始める。
1967(昭和 42)年	公害対策基本法公布施行。
1968(昭和 43)年	大気汚染防止法、騒音規制法施行
1969(昭和 44)年	「川崎から公害をなくす会」結成 公害健康被害救済特別措置法公布
1970(昭和 45)年	川崎市が独自に公害病認定制度を実施(大師、田島地区)、のちに独自に拡大。 川崎に「公害病友の会」結成。 川崎に「住民運動連絡会」結成 公害国会で、公害関連 14 法制定される。
1971(昭和 46)年	革新市政誕生(伊藤三郎市長) 環境庁発足
1974(昭和 49)年	川崎市 SO ₂ の公害総量規制スタート 「公害裁判を考えるつどい」開催
1976(昭和 51)年	全国公害被害者総行動デー第 1 回行動(現在までつづく)
1978(昭和 53)年	川崎市で NO ₂ の総量規制始まる。
1982(昭和 57)年	第 1 次川崎公害訴訟提訴
1983(昭和 58)年	第 2 次川崎公害訴訟提訴 「川崎公害裁判を支援する会」結成
1985(昭和 60)年	第 3 次川崎公害訴訟提訴
1987(昭和 62)年	大気汚染公害裁判原告団・弁護士全国連絡会議結成
1988(昭和 63)年	公害健康被害補償法改悪。(指定地域解除、新たな患者認定をしない) 第 4 次川崎公害訴訟提訴
1991(平成 03)年	川崎公害裁判支援共闘会議、結成
1992(平成 04)年	第 1 次川崎公害訴訟、結審
1994(平成 06)年	第 1 次川崎公害裁判判決。加害企業に勝訴。国と道路公団の責任は不問
1995(平成 07)年	川崎公害訴訟、控訴審開始
1996(平成 08)年	川崎公害訴訟、加害企業との間で和解
1997(平成 09)年	川崎公害裁判、2 次～4 次訴訟結審 「かわさき環境プロジェクト」結成
1998(平成 10)年	川崎公害訴訟、東京高裁(1 次訴訟)で結審 川崎公害訴訟 2 次～4 次訴訟で、道路公害を断罪。原告側勝利判決
1999(平成 11)年	川崎公害訴訟、国・道路公団と和解
2000(平成 12)年	川崎公害裁判、加害企業に立ち入り調査 「川崎公害病友の会」を「川崎公害病患者と家族の会」へ改組

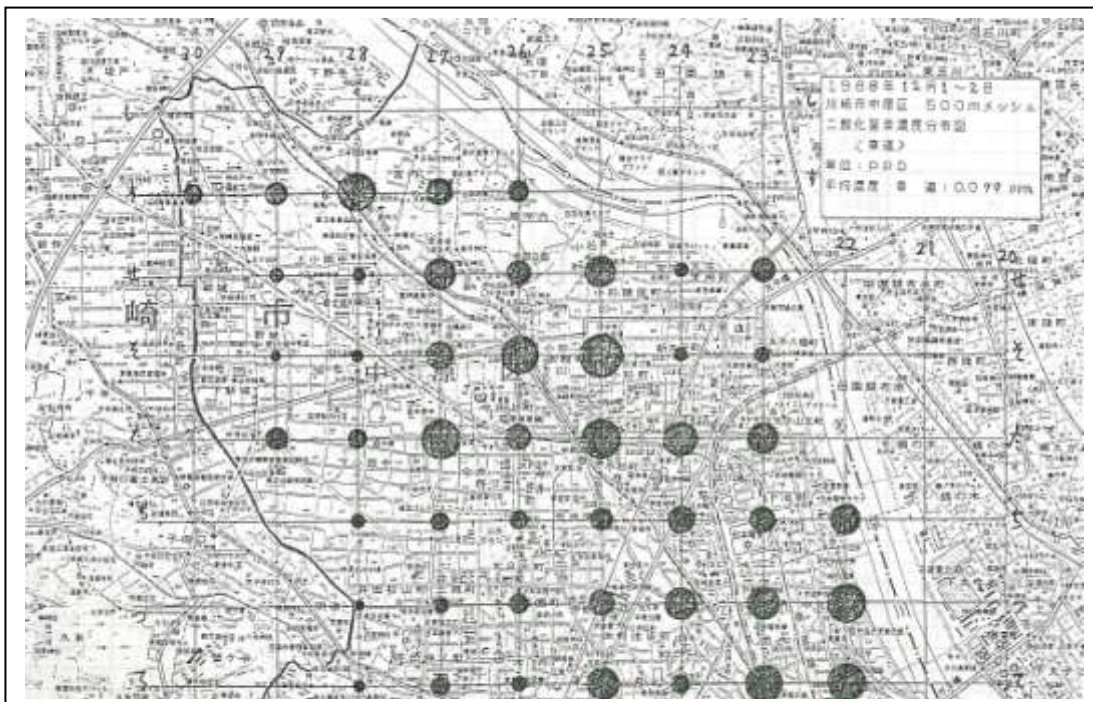


上：汚染地図
(車道, 非車道,
合計) 85年6
月

地区ごとに
平均濃度を
掲載
出典：『育友
会公害研究
所所報 23
号』

中：道路沿線
汚染調査(中
原区)1989年
6月

出典：『育友
会公害研究
所所報 27
号』



下：メッシュ
測定(車道, 中
原区)1988年
12月

出典：『育友
会公害研究
所所報 27
号』

◆ 2002年冬期NO₂一斉測定記録用紙 ◆

容器番号 0 0 PPM

※ 各欄の 内に必ず必要事項を記入してください

○ 測った場所 市 区・町 丁目 番 号

○ 測った時刻 5日(木) 午後 時 - 6日(金) 午後 時 時間

時間がずれた 日() 時 ~ 日() 時 時間

○ 測った場所が建物の2階以上等で、高い所の場合、右の に○を記してください

○ 測った場所は車の多い道路から近いですか、10m以内なら 1 を○で囲みます
10mを超え、離れていたら 2 を○で囲みます

○ 上の道路の名前を 南-246号 かいてください
市バス通り

○ 測った場所の周りの環境等を記してください(○をつけるか、具体的に)
車多-少 その他 →
緑多-少 具体的に

○ 測定者名	住所	電話
--------	----	----

◆ 環境・健康アンケート用紙 ◆

上の測った場所が自分の住居の方のみ、以下のアンケートに答えてください

- | | | | | |
|---|------|---|---|---|
| 1. 性別…(1)男 (2)女 | 1. | 1 | 2 | |
| 2. 年齢…(1)0~19才 (2)20~59才 (3)60才以上 | 2. | 1 | 2 | 3 |
| 3. 居住年…現住所に(1)5年未満 (2)5年以上10年未満 (3)10年以上 | 3. | 1 | 2 | 3 |
| 4. 家に植物がある方は次に○をつけてください(鉢植えやプランタン等は○をつけません)
(1)花壇芝生等はある (2)つつじ等の低い木がある (3)松等の高木がある | 4. | 1 | 2 | 3 |
| 5. 窓を開けたとき、部屋の中は (1)騒がしい (2)静か | 5. | 1 | 2 | |
| [以下の問については、「はい」の場合1、「いいえ」の場合2を○で囲んでください。] | | | | |
| 6. かぜをひきやすいですか | 6. | 1 | 2 | |
| 7. せきがよくてですか | 7. ア | 1 | 2 | |
| -「はい」と答えた方、せきは3ヶ月以上続きますか | イ | 1 | 2 | |
| -「はい」と答えた方、せきは2年以上続きますか | ウ | 1 | 2 | |
| 8. たんがよくてですか | 8. ア | 1 | 2 | |
| -「はい」と答えた方、たんは3ヶ月以上続きますか | イ | 1 | 2 | |
| -「はい」と答えた方、たんは2年以上続きますか | ウ | 1 | 2 | |
| 9. はげしい運動もしないのに、急に息が苦しくなるような発作を起こすことがありますか | 9. ア | 1 | 2 | |
| -「はい」と答えた方、その時胸の中でヒューヒューゼーゼーという音がしますか | イ | 1 | 2 | |
| 10. 発汗に伴っていても、すぐに息切れするようなことがありますか | 10. | 1 | 2 | |
| 11. 目がチカチカゴロゴロしたり、目やにがよくでたりしますか | 11. | 1 | 2 | |
| 12. 鼻がよくつまったり、鼻水がよくでたりしますか | 12. | 1 | 2 | |
| 13. のどがいがらっぽくなったり、からからになったりすることがありますか | 13. | 1 | 2 | |

測定 連絡先
団体名

一斉測定時に行う環境・健康アンケート(2002年冬期のもの)

主催団体によって若干様式が異なるが、質問項目は同じ